

※ 登録番号	第 1 9 1 号 （令和 8 年 7 月 8 日）	
1.投資顧問業の種類	一般不動産投資顧問業	総合不動産投資顧問業
2.法人・個人の別	法人	個人
（ふりがな） 3.商号又は名称	（きゃぴたらんど・じゃぱんかぶしきがいしゃ） キャピタランド・ジャパン株式会社	
（ふりがな） 4.氏名 （法人である場合は代表者氏名）	（やまだ ひでと） 山田 秀人	
5.資本金額	3億円	
6.役員		
（ふりがな） 氏名	役職名	常勤・非常勤の別
（やまだ ひでと） 山田 秀人	代表取締役	常勤 非常勤
（ほんだ こうたろう） 本多 晃太郎	取締役	常勤 非常勤
（わたなべ あきひこ） 渡邊 明彦	取締役	常勤 非常勤
（エン・ミング・リング） Ng Ming Ling	監査役	常勤 非常勤

7.第4条第1項第3号又は第4号に規定する重要な使用人

(ふりがな) 氏 名 (使用人の種類)	職 名	統括する業務の別
やまだひでと 山田秀人 (営業所の業務を統括する者、不動産の価値の分析又は当該分析に基づく投資判断を行う者、助言の業務を行う者)	代表取締役社長	
ひがしよしゆき 東 義 之 (不動産の価値の分析又は当該分析に基づく投資判断を行う者、助言の業務を行う者、判断業務統括者)	ヘッドオブアセットマネジメント	投資判断、売買、貸借、管理
鳥越豪郎 (不動産の価値の分析又は当該分析に基づく投資判断を行う者、助言の業務を行う者、判断業務統括者)	ヘッドロジスティクス&DC	投資判断、売買
やなぎだむねひこ 柳田宗彦 (法令等の遵守)	コンプライアンスオフィサー	法令等の遵守
計 4 名		

8.不動産投資顧問業を営む営業所の名称及び所在地

名 称	設置年月日	所 在 地
キャピタランド・ジャパン株式会社	令和3年7月1日	〒100-0005 東京都千代田区丸の内二丁目2番3号 丸の内仲通りビル6階 TEL 03(5219)3033 FAX 03(5219)2590
計 1 店		

9.業務の方法

1. 投資助言業務及び投資一任業務は、次のような不動産を対象として行う。

- ① 種類：ホテル・賃貸マンション、商業物件、物流センター、データセンター
- ② 規模：主に投資額20億円以上
- ③ 所在する地域：日本国内全体

2. 助言の方法

単発的な取引に係る助言及び一定期間継続的な資産運用に係る助言等

3. 報酬体系

(1) 投資開始時に投資総額の0.5%～1%をアキュジションフィーとして受け取る場合がある。

(2) 投資期間中に受け取るアセットマネジメントフィーについては、ファンドの性格によって報酬の基準となる数値及び報酬率は異なる。

すなわち、(i)年間の総収入から運営費用を差し引いた営業収益（NOI）を基準とする場合、NOIの1.5%～6.0%をアセットマネジメントフィーとして受け取る。(ii)総収益を基準とする場合は、総収益の1.0%～3.0%を受け取る。(iii)受託額を基準とする場合は、受託額の0.5～2.0%を受け取る。

(3) 運用成功報酬として、契約時に定めた運用利回りを上回った場合、超過額の10.0%～30.0%を受け取る場合がある。

但し、詳細は、契約締結時に決定する。

4. 報酬の受領時期

アキュジションフィーの受領時期は、運用開始時とする。

アセットマネジメントフィー及び運用成功報酬の受領時期は、各運用年度終了時とする。なお、アセットマネジメントフィーは四半期ごとや半期ごとに受領することもある。

5. 匿名組合、信託及び特定目的会社等を用いる場合はその方法

(1) 匿名組合

いわゆるGK-TKスキームにおいて、合同会社との間で投資一任業務に係る契約を締結することにより、匿名組合に係る組合財産（不動産信託受益権や特定目的会社の優先出資証券を想定）の運用を行う。

(2) 信託

不動産を信託受益権化して、投資助言業務又は投資一任業務に係る投資対象とする。

(3) 特定目的会社

特定目的会社との間で投資助言業務に係る契約又は投資一任業務に係る契約を締結し、特定出資、優先出資又は特定社債により調達した資金を基にして、信託受益権又は現物不動産への投資を行う。

6. 不動産の運用実績の開示

投資家の数が限られており国内投資家のみが対象であるため、現時点ではG I P S 基準への準拠を表明していない。

7. 詳細は別記様式第11号参照

10.既に有している免許、許可又は登録

業 の 種 類	免許等の番号	免許等の年月日
1. 金融商品取引法第29条の登録	関東財務局長（金商）1258号 第二種金融商品取引業者 投資助言・代理業	平成19年9月30日 平成20年4月24日 投資助言・代理業追加
2. 宅地建物取引業法第3条第1項の免許	東京都知事（4） 第87162号	平成19年2月23日
3. 不動産特定共同事業法第3条第1項の許可		

1 1 .不動産投資顧問業以外の事業の種類及び内容

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1. 不動産の売買、所有、管理、賃貸及びその仲介2. 第一種金融商品取引業（非上場有価証券特例仲介等業務）3. 第二種金融商品取引業4. 投資運用業5. 投資助言・代理業6. 有価証券（みなし有価証券を含む）又は各種法人の株式若しくは出資持分の取得、保有、管理及び処分7. 前各号に付帯関連する一切の業務 |
|--|

1 2.主要株主の商号、名称又は氏名及び住所

(ふりがな) 商号、名称又は氏名	保有する株式の数又は出資 の金額	割 合	住 所
CapitaLand Internati onal (Japan) Pte. Lt d.	1,903株	100%	168 Robinson Road #30-01 Capital T ower, Singapore

1 3. 役員の兼職の状況

(ふりがな) 役員の氏名	常務に従事している他の会社の商号及び業務の種類 又は他に営んでいる事業の種類
エン・ミング・リング (Ng Ming Ling)	商号： シーエルアイ インターナショナル ピーティーイ ー、エルティディー (CLI International Pte. Ltd.) 業務の種類：持株会社